

令和7年9月12日

記者発表配付資料

- 令和7年9月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和7年9月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和7年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和7年度9月補正予算（案）の概要
 - ・ 今後の財政収支の見通しについて（参考）
- 公社等外郭団体のあり方見直しについて
- 働き方改革の取組について

令和7年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 39件

令和7年度補正予算	-----	4件
条例その他議案	-----	12件
報告議案	-----	23件

1 令和7年度補正予算 ----- 4件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	1,082,666千円	477,628,545千円
企業会計	15,323千円	25,623,440千円

2 条例その他議案 ----- 12件

条例議案	-----	7件
その他議案	-----	5件

3 報告議案 ----- 23件

決算報告	-----	23件
------	-------	-----

令和 7 年 9 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和 7 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 令和 7 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 4 号 令和 7 年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 5 号 短時間勤務制度に関する条例議案
- 第 6 号 時間外勤務手当の臨時特例に関する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 県有財産（旅客搭乗橋）の取得に関する議案
- 第 13 号 高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 国道 441 号防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 令和 6 年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 令和 6 年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和 6 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 令和 6 年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 令和 6 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 令和 6 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 令和 6 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 令和 6 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 令和 6 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 令和 6 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

報第 9 号	令和 6 年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
報第 10 号	令和 6 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
報第 11 号	令和 6 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
報第 12 号	令和 6 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 13 号	令和 6 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
報第 14 号	令和 6 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 15 号	令和 6 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
報第 16 号	令和 6 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 17 号	令和 6 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 18 号	令和 6 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
報第 19 号	令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
報第 20 号	令和 6 年度高知県流域下水道事業会計決算
報第 21 号	令和 6 年度高知県電気事業会計決算
報第 22 号	令和 6 年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 23 号	令和 6 年度高知県病院事業会計決算

令和7年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 5 号 短時間勤務制度に関する条例議案

(行政管理課)

近年の生活様式の多様化を踏まえ、常時勤務の形にとらわれない多様で柔軟な働き方を可能とし、もって県に必要な人材や人員の確保を図ろうとするもの

第 6 号 時間外勤務手当の臨時特例に関する条例議案

(行政管理課)

時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げ、時間外勤務が特別な労働であることの認識をより高めることで、職員に対して更なる時間外勤務を縮減する意識を醸成することにより、時間外勤務を削減しようとするもの

第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 8 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(消防政策課、県民生活課)

電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）の一部改正に伴い、これらの政令の引用規定の整理をするとともに、消費生活用製品安全法施行令第14条第2項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成12年通商産業省令第38号）の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 9 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

(地域福祉政策課)

3年間の任期が終了し、令和7年12月に一斉改選が予定されている民生委員について、市町村の区域ごとに定めた定数を改めようとするもの

第 10 号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(歴史文化財課)

高知県立高知城歴史博物館の次期指定管理者の選定を行うに当たり、指定管理者が行う業務を整理するために必要な改正をしようとするもの

第 11 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案

(県立病院課)

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、病院事業に関して徴収する病室使用料の額を改定しようとするもの

第 12 号 県有財産（旅客搭乗橋）の取得に関する議案

(交通運輸政策課)

高知龍馬空港に設置する旅客搭乗橋を予定金額98,312,500円で、東京都大田区羽田空港三丁目5番6号全日空モーターサービス株式会社から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 13 号 高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(交通運輸政策課)

高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 工事名

高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事

(2) 契約の方法

一般競争入札

(3) 契約金額

1,416,800,000円

(4) 契約の相手方

高知市八反町一丁目4番31号

三宝・轟特定建設工事共同企業体

(5) 完成期限

令和8年10月15日

第 14 号 国道441号防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道441号防災・安全交付金工事は、一般競争入札により、契約金額715,000,000円で、四万十市渡川一丁目10番25号植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和8年1月31日を完成期限として施行中であるが、資材価格の高騰及び賃金等の急激な変動に対応するためのインフレスライド条項等を適用すること、当初想定より地質が脆弱であったことを受けて掘削断面の安定を図るための仮設工を追加したこと及び他の工事に流用することができない悪質な残土を処理場に運搬する必要があることに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	715,000,000円	→	795,355,000円

第 15 号 令和6年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和6年度高知県電気事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 16 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

(電気工水課)

令和6年度高知県工業用水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号～報第 19 号 令和6年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第 20 号 令和6年度高知県流域下水道事業会計決算

(公園上下水道課)

報第 21 号 令和6年度高知県電気事業会計決算

(電気工水課)

報第 22 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計決算

(電気工水課)

報第 23 号 令和6年度高知県病院事業会計決算

(県立病院課)

1 取組の趣旨

○ 働き方改革により仕事と家庭が両立できる社会を実現し、**少子化問題の克服に道筋**

○ 価値創造型のクリエイティブな仕事で高収入を上げる、**新しい経済社会構造に移行**

男性中心、長時間労働前提の働き方 → 構造転換 → 女性など多様な人材が活躍できる柔軟な働き方

ありがたい姿



新しい働き方を市町村や民間企業、そして全国へ波及

人口減少先行県の高知が、人口減少対策を先導！

2 取組内容

※対象は、知事部局の職員

ポイント1

高知県における時間外縮減の取組 ～株式会社ワーク・ライフバランスと協定締結～ 協定期間(R7.9.10～R8.3.31)

① 知事による4宣言

同社が提唱する次の4つの取組に賛同する宣言を行い、知事自らコミットし取組を推進

男性育休100%

勤務間インターバル

女性の再就職応援

時間外割増賃金率1.5倍

② 働き方改革タスクフォース

知事、副知事、部局長が参加する会議を開催し、スピード感をもって働き方改革を推進

③ 管理職研修

重要な役割を担う管理職に対し、自組織で働き方改革を推進するための実践的な研修を実施

④ モデル職場での取組実施（コンサルタントによる伴走支援）

モデル職場を選定し、コンサルタントの伴走支援のもと業務改革を実施し、良い取組を横展開

⑤ リーダー養成講座

庁内で働き方改革を推進する職員を養成するためのオンライン研修を実施

⑥ カエル会議研修

全職員を対象にした働き方改革の必要性を理解する研修を実施

⇒ 働き方改革の取組の実践により、時間外の縮減と勤務間インターバルを確保



ポイント2

短時間勤務職員の採用枠の新設 全国初！

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

職員の採用が困難な中、**長時間労働の是正に向けたマンパワーの確保策**として、育児や介護等の事情がある方でも勤務ができるよう、**短時間勤務職員の採用枠を新設** (R8.4月～)

※ 1週間当たり10時間を上限に、30分単位で無給休暇を取得可能

⇒ **多様な人材が活躍できる環境を整備（女性の再就職も応援）**

※長時間労働是正のための人員増の例

・日中は出張や外出が多く、事務処理が時間外になっている職場に配置

・育休等の職員の代替として配置

ポイント3

時間外勤務手当の割増率の時限的な引上げ 全国初！

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

社会実験としてR8年度限定で、**時間外勤務手当の割増率を125%から150%へ引上げ**（知事部局職員のみ）

区分		令和7年度（現行）		令和8年度	
		月60時間まで	月60時間超	月60時間まで	月60時間超
平日	～22:00	125/100	150/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	150/100	175/100	175/100	175/100
週休日	～22:00	135/100	150/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	160/100	175/100	175/100	175/100

⇒ **管理職を含め職員の時間外勤務に対する意識変化を促進**

※時間外勤務時間数の5/6（125/150）以下への縮減を目指す！

既存の取組1

高知県職員共働き・共育てサポートプランの着実な実行

育児休業の取得促進と育児休業から復帰後も共働き・共育てを継続するための環境整備

既存の取組2

勤務間インターバル制度を導入 (R6.8月～)

早出遅出勤務等を活用した、11時間を目安とした勤務間インターバルの確保を努力義務化

高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案について

令和7年9月議会
地域福祉政策課

1 条例改正の趣旨

民生委員の定数は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定により、市町村長の意見を聴いた上で、厚生労働大臣の定める基準を参酌して市町村の区域ごとに都道府県の条例で定めることとされている。

現行の定数は、令和4年12月に行った民生委員の一斉改選を機に条例を改正し、定めたものである。

今回の条例改正は、その後の人口変動の状況等を踏まえた市町村の意向を基に、民生委員の負担抑制等を勘案するとともに効率的な民生委員活動が継続できるよう、必要な定数の見直しを行おうとするものである。

※ 民生委員の任期は3年であり、児童福祉法第16条により児童委員を兼ねる。

2 定数改正の内容

市町村名	新定数	現行定数	市町村名	新定数	現行定数
(1) 室戸市	77人	77人	(18) 本山町	26人	26人
(2) 安芸市	80人	80人	(19) 大豊町	51人	51人
(3) 南国市	134人	134人	(20) 土佐町	30人	30人
(4) 土佐市	88人	88人	(21) 大川村	8人	8人
(5) 須崎市	76人	76人	(22) いの町	105人	105人
(6) 宿毛市	74人	74人	(23) 仁淀川町	50人	50人
(7) 土佐清水市	75人	75人	(24) 中土佐町	36人(▲2)	38人
(8) 四万十市	144人(▲2)	146人	(25) 佐川町	51人	51人
(9) 香南市	121人(2)	119人	(26) 越知町	30人	30人
(10) 香美市	126人(▲1)	127人	(27) 檮原町	14人	14人
(11) 東洋町	13人	13人	(28) 日高村	24人	24人
(12) 奈半利町	14人	14人	(29) 津野町	27人	27人
(13) 田野町	12人	12人	(30) 四万十町	100人	100人
(14) 安田町	15人	15人	(31) 大月町	29人	29人
(15) 北川村	12人(▲1)	13人	(32) 三原村	14人	14人
(16) 馬路村	9人	9人	(33) 黒潮町	57人(1)	56人
(17) 芸西村	19人	19人	合 計	1,741人(▲3)	1,744人

3 施行期日

令和7年12月1日



改正の概要

高知県立高知城歴史博物館の次期指定管理者の公募による選定を行うに当たり、指定管理者が行う業務を整理するために必要な改正をしようとするもの

改正の背景

- 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家宝物資料等を保存し調査研究、展示することを目的に高知城歴史博物館を設置
- この山内家宝物資料は山内家と県の合意のもと寄贈等を受けてきた約67,000点に及ぶもの
- また、この宝物資料等の保存管理や研究を行う法人（土佐山内記念財団）の設立を前提に寄贈を受けたものであること
- こうした経緯から、宝物資料等の保存管理の業務は公募には馴染まないことから、この部分は県の直営（財団に委託予定）とする

改正の内容

- 博物館の管理を県直営業務と指定管理業務に分割
- 指定管理者が行う業務を整理

改正後	現行
第2条 博物館の管理は、県が行うほか、当該県が行う業務以外の業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務 （2） 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務 （3） 博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務 （4） 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務 （5） 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務	第2条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 同左 （2） 同左 （3） 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務 （4） 同左 （5） 同左

主な指定管理者の業務

- 事業の企画、広報、運営 ○施設の利用許可 ○施設の利用料金の収受 ○施設、設備の維持管理

施行日

令和8年4月1日（次期指定管理の開始日から施行）

高知県営病院事業料金徴収条例の一部改正について

令和7年9月議会
県立病院課

条例改正の趣旨

県立病院の入院患者が有料個室の使用を希望する場合に徴収する病室使用料をR8年1月から値上げする。

現 状

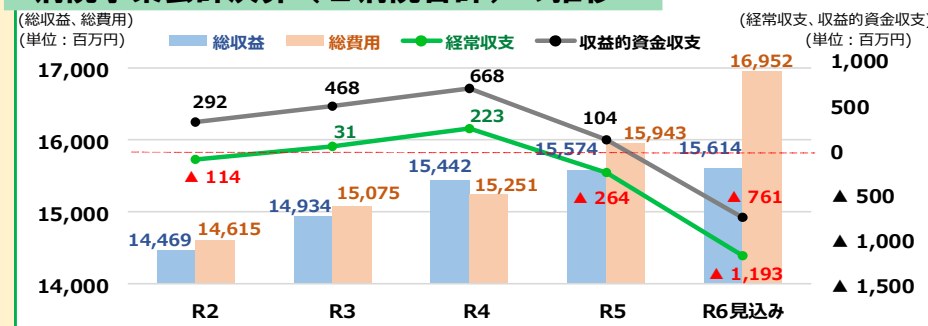
■第8期経営健全化計画（R6～R9年度）に基づき、経常黒字を目指して取り組んでいる。

- ・近年、収益は経営努力により増加傾向を維持しているものの、物価高騰や賃金水準上昇の影響により、費用が大幅に増加しており、経営状況が逼迫。（R6年度決算見込みでは、収益的資金収支※1は21年ぶりに赤字）

※1 単年度損益（総収入－総費用）から減価償却費など現金の収入支出を伴わないものを除いたもの。

引き続き収益の確保と費用の圧縮に努めつつ
速やかに対策を講じることが必要

病院事業会計決算（2病院合計）の推移



収益確保策

■料金見直しの考え方

・病室使用料

患者が有料個室の使用を希望する場合に徴収するものであり、また、実勢価格と比較して安価なことから、適切な負担を求め、**現行料金を見直す**。（病院の都合により有料個室を提供する場合は、使用料を徴収しない。）

・文書料

県内公的病院の実勢価格と大きな乖離が無く、**現行料金を維持**。

・分べん介助料

厚労省では、R8年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めることとしている。このため、実勢価格と乖離があるものの、現時点では**現行料金を維持**。

検 証

■収益については、厚労省告示で定められた算定方法等（公定価格）による制約を受けるものの、県が独自に条例で金額を定める病院事業の料金（病室使用料・文書料・分べん介助料）については検証の余地がある。

- ・病院事業の料金のうち「病室使用料」及び「分べん介助料」は、県内公的病院の実勢価格と比較すると安価な傾向。

	厚労省告示に算定方法等の定めがなく、県が独自に条例で金額を定めている料金		
	病室使用料	文書料	分べん介助料
県内公的病院比較 (R7年度対比)	3割程度安価 ※2	ほぼ同等	5割程度安価
最終改定年度	あき：H25年度 幅多：H12年度	H12年度	R3年度

※2 あき総合病院特室B（シャワーなし）と他病院の同等の病室とを1㎡当たりの単価で比較。

（参考）厚労省告示に算定方法等が定められているもの（公定価格）は、基本的に2年ごとに見直しが行われる。（次回：R8年度）

収益確保策の一つとして
料金見直しを実施

条例改正の内容

○病室使用料⇒県内公的病院の実勢価格を踏まえた料金改定により、年間約27百万円（税抜）の増収を見込む。

病室使用料（税抜）	現行料金	年間収入（R6）	値上額	改定案 ※3	増収見込（年間）※4
あき総合病院 特室A（シャワーあり 16.6㎡）	4,700円/日	78,024千円/年	1,400円/日	6,100円/日	27,621千円/年
あき総合病院 特室B（シャワーなし 16.6㎡）	4,500円/日			5,900円/日	
幅多けんみん病院 特室（シャワーあり 14.1㎡）	3,800円/日			5,100円/日	

【参考】○病室使用料（税抜）
・シャワーあり 高知医療センター 9,000円/日(18.0㎡)
・シャワーなし 高知赤十字病院 10,000円/日(11.0㎡) 高知大学医学部附属病院 7,000円/日(13.7㎡)

※3 H25年度改定と基本的には同じ考え方で改定。

① 県内公的病院の1㎡当たり（シャワーなし有料個室）平均単価
：H25年度 266.4円/㎡ ⇒ R7年度 357.2円/㎡

② シャワーなしの病室使用料
：①の平均単価×有料個室面積

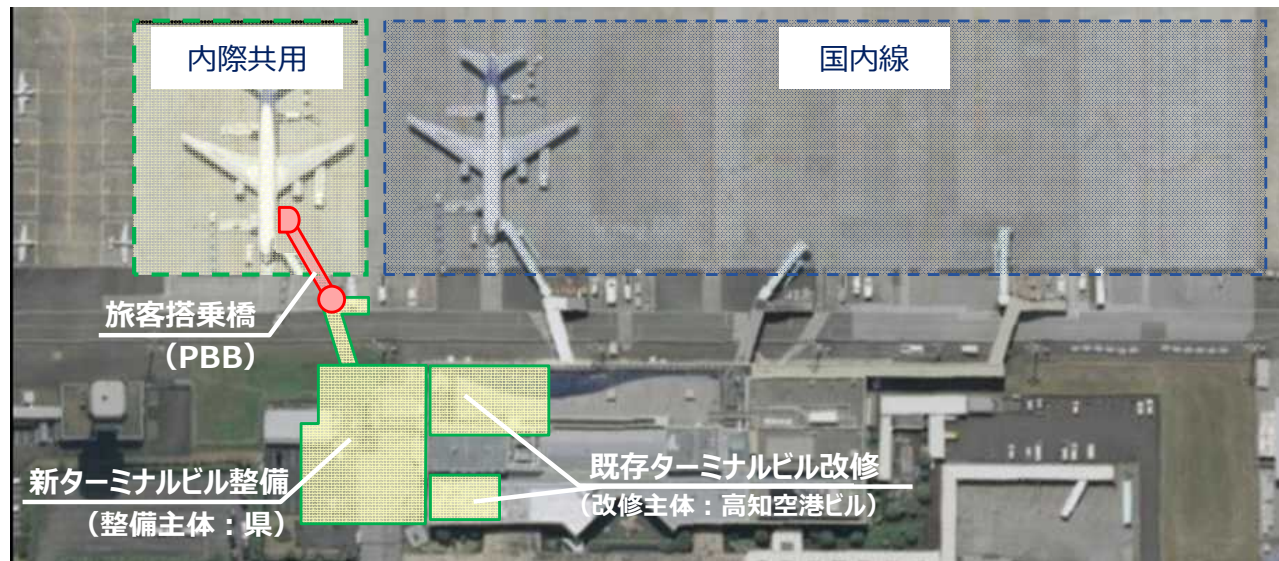
③ シャワーありの病室使用料
：②＋シャワーに係る原価相当額（水道及び燃料代等）200円/日

※4 R6年度実績と同等の利用回数を見込む。

目 的

本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受け入れ可能な新ターミナルビルの整備に伴い、旅客機の乗客や乗員を乗降させるために旅客搭乗橋（PBB）を取得する。

発注内容



品名・数量	旅客搭乗橋（PBB）1基
契約の相手方	全日空モーターサービス(株) (東京都大田区羽田空港3-5-6)
契約金額	97,020,000円 (落札率：98.7%)
予定価格	98,312,500円
完成期限	令和8年10月16日

<参考：高知龍馬空港PBB>



整備スケジュール案

R8.10月に一部供用開始、R8年度中に全面供用開始を目指す。

項 目	R7年度	R8年度	R9年度
整 備 工 事	準備工事	一部供用開始(予定)	
		新ターミナルビル増築工事	全面供用開始
		既存ターミナルビル改修	
旅客搭乗橋(PBB)		製造・据付	11

<参考> 整備概要

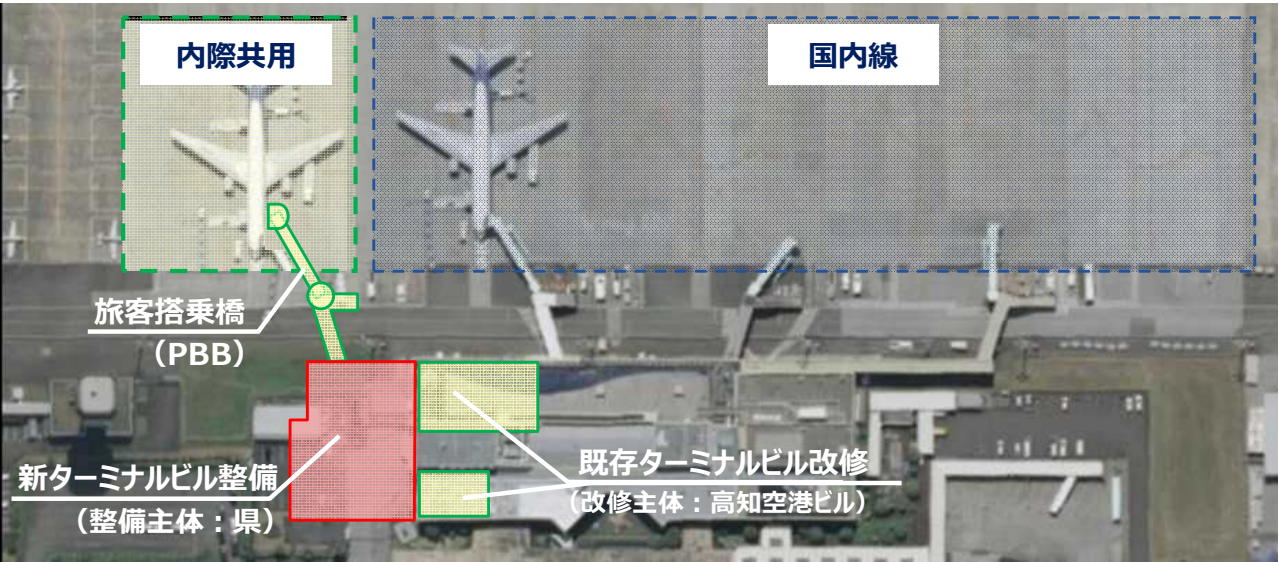
整備規模	約4,070㎡
概算整備費用	36.54億円
工 期	約17ヶ月
経済波及効果	5.30億円/年 〔国際定期便 104往復/年の場合〕

※今後の資材価格の高騰や労務費の上昇等によって、整備費用が増額となる可能性あり

目的

本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受け入れ可能な新ターミナルビルの整備に伴う増築工事を行う

発注内容 新ターミナルビルの整備は県、既存ターミナルビルの改修は高知空港ビル(株)が行う。



工事名	高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事
工事内容	○国際線旅客ターミナルビル増築工事 一式 鉄骨造 3階建て 延床面積3657.65㎡ ○上記に伴う既存ターミナルビル取合い工事、 歩道底工事、外構工事 一式
契約の相手方	みたちから とどろき 三宝・轟特定建設工事共同企業体 (高知市八反町一丁目4番31号)
契約金額	1,416,800,000円 (落札率：92.9%)
予定価格	1,524,600,000円
完成期限(予定)	令和8年10月15日 (工事期間366日)

整備スケジュール案 R8.10月に一部供用開始、R8年度中に全面供用開始を目指す。

項目	R7年度	R8年度	R9年度
整備工事	準備工事	一部供用開始(予定)	
		建築主体工事	
		設備工事(衛生・空調・電気・昇降機)	全面供用開始
		既存ビル改修	
旅客搭乗橋(PBB)		製造・据付	

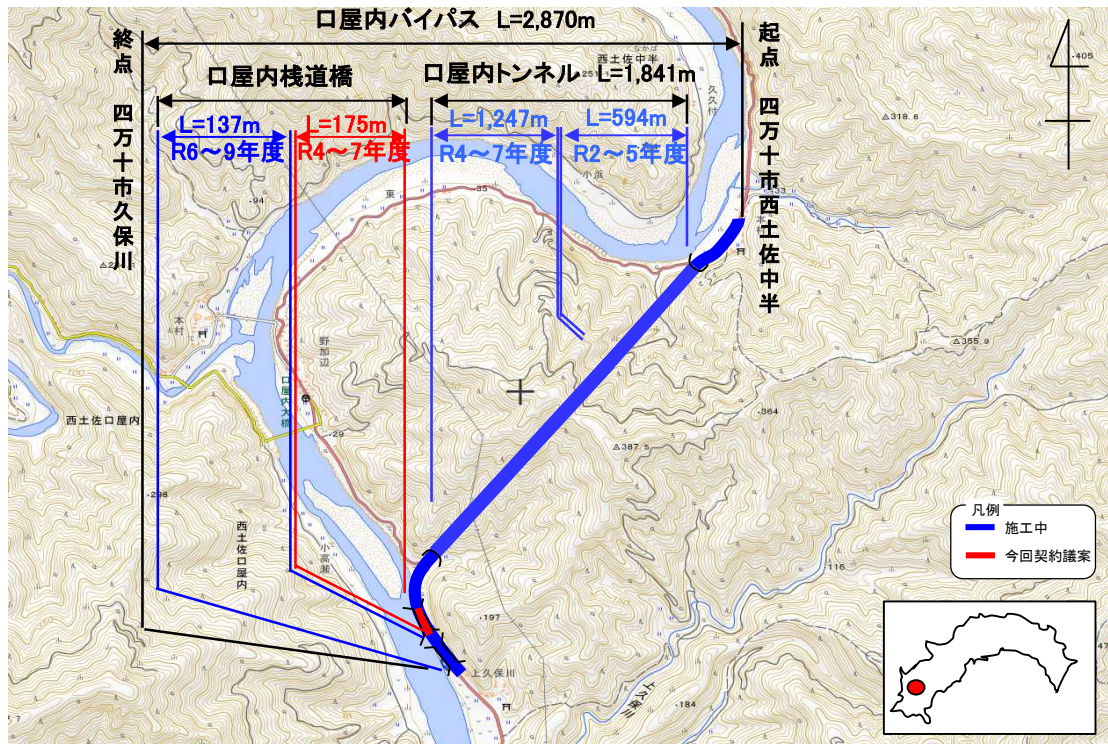
<参考> 整備概要 ※既存ビル改修工事含む

整備規模	約4,070㎡
概算整備費用	36.54億円
工期	約17ヶ月
経済波及効果	5.30億円/年 (国際定期便 104往復/年の場合)

※今後の資材価格の高騰や労務費の上昇等によって、整備費用が増額となる可能性あり

国道441号 防災・安全交付金工事
(道交国防安(改築)(債) 第602-0073-1号)

1 位置図



※口屋内トンネル区間はトンネル掘削工事が完了。

舗装工事を令和7年度から、照明工事および防災設備工事を令和8年度から施工予定。

2 工事概要

路線名	一般国道441号
工区名	くちやない 口屋内バイパス (延長 L=2,870m)
施工場所	しまんとし くぼかわ 四万十市久保川
工事内容	くちやないさんどうきょう 口屋内栈道橋 延長 L=175m
事業内容	一般国道441号口屋内バイパスは、四万十市西土佐中半から四万十市久保川間を結ぶバイパス道路として、平成24年度から着手している。 当事業は、幅員狭小や線形不良及び豪雨による事前規制区間の解消を図るとともに、愛媛県南予地域と四万十川流域及び高知県西部地域を結ぶ幹線道路網の形成を目的とする道路である。口屋内栈道橋工事は、一般競争入札により、令和4年10月14日に、高知県四万十市渡川一丁目10番25号「植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体」と請負契約を締結して施工中である。
変更内容	1. 資材価格、労務単価等の上昇に伴い、「スライドの適用」を実施。(＋40百万円) 2. 当初想定より地質が脆弱であったことによる、掘削断面の安定を図るための仮設工の追加等。(＋25百万円) 3. 残土処理費用の追加等。(＋15百万円)
契約の相手方	うえた いのこざ かりや 植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体
完成期限	令和8年1月31日
契約金額	715,000,000円 変更後：795,355,000円 (80,355,000円増額)

令和6年度高知県電気事業及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に關する議案

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、毎事業年度生じた利益の処分について、県議会の議決を求めるもの（平成23年度決算より）

◆未処分利益剰余金の推移

電気事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容				
		減債積立金	中小水力発電 開発改良積立金	地域振興積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
4	328,136,176	23,000,000	270,414,168	0	34,722,008	0
5	463,451,572	22,000,000	387,651,511	20,000,000	33,800,061	0
6	531,323,858	22,000,000	454,859,444	20,000,000	34,464,414	0

工業用水道事業

（単位：円）

決算年度	未処分利益剰余金	処分内容			
		減債積立金	建設改良積立金	資本金への組入れ	翌年度繰越
4	77,346,054	22,000,000	0	28,315,194	27,030,860
5	77,016,380	22,000,000	27,030,860	22,065,662	5,919,858
6	79,134,612	28,216,397	0	44,955,062	5,963,153

◆処分金額の決定方法

- (1) 資本金への組入れ
減債積立金を取崩して企業債を償還した場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用相当額を資本金に組み入れる。
- (2) 減債積立金
企業債償還の財源に充てるための積立金。減債積立金計画に基づき積み立て。
- (3) 地域振興積立金（電気事業のみ）
再生可能エネルギーの導入促進や環境保全などを通じて地域の産業振興に寄与することを目的に、H22～H26年度までの5年間で積立てを行い執行してきたが、再度R6～R10年度で積立て。
- (4) 翌年度繰越 ※R6年度は工業用水道事業のみ
次年度の損益収支予算が赤字見込みとなる場合に、資本金への組入れ及び積立計画に基づく減債積立金などの積み立てを行い、残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越。
- (5) 中小水力発電開発改良及び建設改良積立金
建設改良工事等に充てるための積立金。未処分利益剰余金から上記(1)～(4)を除いた残額を積み立て。

◆参考

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

令和7年度 9月補正予算（案）の概要



令和7年9月
高知県総務部財政課

目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実施するための予算を計上

- | | | |
|---|---|---------------------|
| ① | 高知龍馬空港において「日本の美」や「和」を表現するため、本県素材や伝統技術を用いた装飾を実施 | 債務負担行為額
29,865千円 |
| 〔実施内容〕 高知龍馬空港新ターミナルビル 1 F 到着ロビー及び 2 F 出発ロビーにおいて、装飾を実施 | | |
| ② | 災害時に避難所となる青少年センター体育館の環境整備に向け、空調設備の設計を実施 | 債務負担行為額
15,917千円 |
| 〔実施内容〕 青少年センター体育館（大アリーナ、小アリーナ）空調整備のための基本設計 | | |
| ③ | 国費の内示状況を踏まえ、インフラ整備に係る事業費を追加 | 702,965千円 |
| 〔対象事業〕 港湾・海岸、都市計画、砂防 | | |
| ※ 公共事業について、国から示される内示額と当初予算額との差額を増額補正するもの | | |

その他

- | | | |
|---|---|-----------|
| ○ | アーバンスポーツの振興に向け、BMXイベント等の開催に要する経費を支援 | 1,000千円 |
| ○ | 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関に対して、病床数適正化に向けた支援を実施 | 180,576千円 |
| ○ | 診療所の開業に向けた設備整備や、地域への定着に向けた支援を実施 | 43,946千円 |
| ○ | 県立施設を運営する外郭団体の自律性向上支援のため、有識者による懇談会を開催 | 587千円 |

など

9月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			前年度9月補正後	前年度9月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 財 源	327,556,018	189,037	327,745,055	323,172,721	1.4
県 税	70,918,454		70,918,454	67,793,441	4.6
地方消費税清算金	38,439,057		38,439,057	36,747,985	4.6
地 方 譲 与 税	16,896,994		16,896,994	15,030,285	12.4
地 方 交 付 税 等	181,259,000		181,259,000	181,922,000	△ 0.4
(うち臨時財政対策債)				(605,000)	皆減
財 調 基 金 取 崩 ア	7,169,019		7,169,019	6,265,373	14.4
そ の 他	12,873,494	189,037	13,062,531	15,413,637	△ 15.3
(2) 特 定 財 源	148,989,861	893,629	149,883,490	148,076,052	1.2
国 庫 支 出 金	68,340,713	517,982	68,858,695	66,322,130	3.8
県 債	47,490,000	361,300	47,851,300	47,862,300	△ 0.0
(うち行政改革推進債・退職手当債) イ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等 ウ	3,392,890		3,392,890	4,555,521	△ 25.5
そ の 他	29,766,258	14,347	29,780,605	29,336,101	1.5
総計 (1)+(2)	476,545,879	1,082,666	477,628,545	471,248,773	1.4

財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,561,909		13,561,909	13,820,894	△ 1.9
------------------	------------	--	------------	------------	-------

歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			前年度9月補正後	前年度9月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一般行政経費等	384,119,127	361,602	384,480,729	374,757,270	2.6
人 件 費	110,534,214		110,534,214	112,598,866	△ 1.8
扶 助 費	12,377,761		12,377,761	12,250,357	1.0
公 債 費	69,270,901		69,270,901	68,574,140	1.0
そ の 他	191,936,251	361,602	192,297,853	181,333,907	6.0
(2) 投 資 的 経 費	92,426,752	721,064	93,147,816	96,491,503	△ 3.5
(補助)普通建設事業費	54,458,242	721,064	55,179,306	56,695,844	△ 2.7
(単独)普通建設事業費	31,478,766		31,478,766	33,005,316	△ 4.6
災 害 復 旧 事 業 費	6,489,744		6,489,744	6,790,343	△ 4.4
総計 (1)+(2)	476,545,879	1,082,666	477,628,545	471,248,773	1.4

(※)公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている

拡

①高知龍馬空港施設整備委託料

【債務負担(R8)29,865千円】 [交通運輸政策課]

高知龍馬空港新ターミナルビルにおいて、本県素材や伝統技術を用いた装飾を実施することで、「日本の美」や「和」を表現するとともに、「高知らしさ」を演出

整備内容：新ターミナルビル1F到着ロビー
及び2F出発ロビーの装飾
スケジュール：R8年秋頃に部分供用開始予定
R9年春頃に全面供用開始予定



高知龍馬空港新ターミナルビル
完成予想図（南国市）

新

②青少年センター体育館空調設備設計委託料

【債務負担(R8)15,917千円】 [生涯学習課]

災害時に避難所となる青少年センター体育館の環境整備に向け、空調設備の基本設計を実施

整備内容：大アリーナと小アリーナの空調整備
スケジュール：R10年夏頃に供用開始予定



青少年センター体育館（香南市）

拡

③インフラ整備の加速

702,965千円

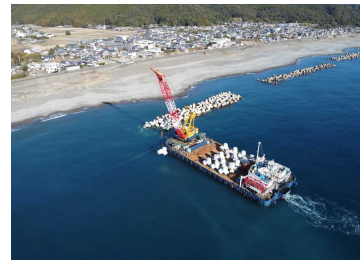
[港湾・海岸課ほか]

国費の内示状況を踏まえ、インフラ整備に係る事業費を追加

(1) 港湾・海岸事業 612,675千円

港湾施設の老朽化対策や、高潮・高波対策のための海岸保全施設（離岸堤）の整備等を推進

- ・港湾・・・高知港ほか 8 港
- ・海岸・・・野根海岸ほか 2 海岸



野根海岸（東洋町）

(2) 都市計画事業 56,764千円

幹線道路ネットワークや歩行空間を確保するための都市計画道路の整備を推進

- ・高知南国線（南国市篠原）ほか 4 路線



（都）高知南国線（南国市）

(3) 砂防事業 33,526千円

防災上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防関係施設の整備を推進

- ・西谷川（芸西村西分）



西谷川（芸西村）

新 ① スポーツイベント実施支援事業費補助金

1,000千円

〔スポーツ課〕

「アーバンスポーツ*」の振興を図るため、一般企業からの寄附金を活用し、BMX競技の体験教室やイベントの開催に要する経費を支援

* BMXやダンス、スケートボードなど、速さや高さを追求し、華麗な離れ技を競う都市型スポーツ

補助先：高知BMX協会
補助額：1,000千円



Godaisan"G"Park（高知市）

拡 ② 病床数適正化支援事業費交付金

180,576千円

〔医療政策課〕

効率的な医療提供体制の確保を図るため、患者数の減少等を受けて病床数の適正化を進める医療機関を支援

（国費の追加配分に伴う令和7年度6月補正予算への追加）

補助先：病床数の削減を行う医療機関
補助額：削減した病床1床あたり4,104千円（44床分）

新 ③ 診療所開業等支援事業費補助金

43,946千円

〔医療政策課〕

地域の医療体制を確保するため、「重点医師偏在対策支援区域*」内で開業する診療所に対して、設備導入費や運営経費を支援

* 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師の確保が困難な地域（本県では、高知市と南国市以外の32市町村が対象区域）

補助先：重点医師偏在対策支援区域内で開業する診療所
補助率：設備導入費1/2以内、運営経費2/3以内



新 ④ 県立施設を運営する外郭団体の自律性向上支援

587千円

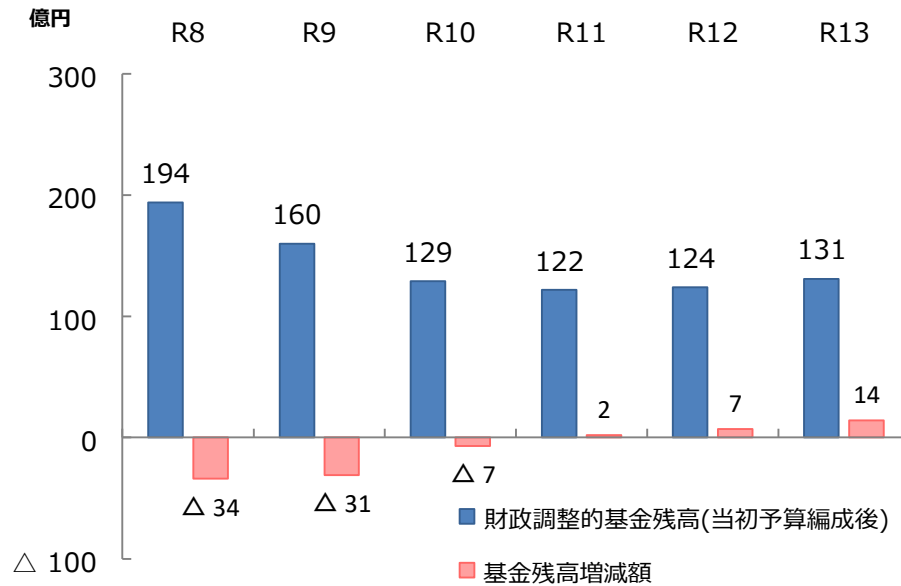
〔行政管理課〕

有識者による懇談会を開催し、令和7年度後半から各団体の自律性向上計画の策定や高付加価値サービスの提供などの方法論を議論し、県立施設を運営する外郭団体を支援

スケジュール：年度内に各団体の自律性向上計画の策定支援を完了

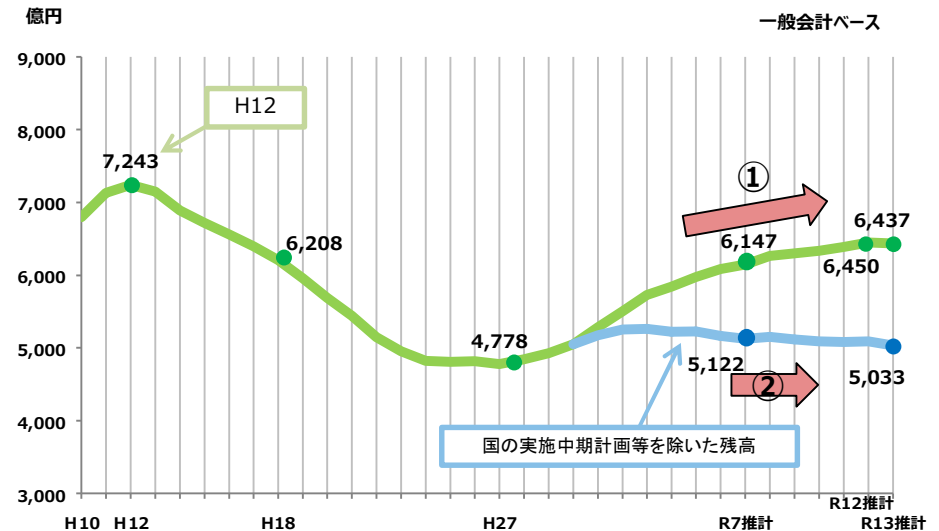
今後の財政収支の見通しについて

令和13年度までの財政収支の見通し



⇒ 安定的な財政運営に一定の見通し

令和13年度までの県債残高（臨財債除く）の見通し



- ⇒ ① 国の国土強靱化実施中期計画の最終年であるR12年度にかけて増加
② 国土強靱化実施中期計画等除きでは、横ばいで推移

中長期推計のポイント

- 今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができている。
- 県債残高は、国の国土強靱化実施中期計画の活用等により令和12年度にかけて増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の国土強靱化実施中期計画分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込み。
- 本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるため、引き続き、国に対して積極的な提案を実施。また、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行しつつ、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底し、施策の有効性や効率性を一層高めていく必要。

今後の財政収支の試算について

R7. 9

財政収支の試算の概要

（１）目的

「県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立」を図るため、財政収支の試算を行いました。

（２）試算の前提条件

【歳入】

- 令和6年度の決算剰余金を反映。
- 一般財源は、国の「令和8年度地方財政収支の仮試算」を踏まえ試算。

【歳出】

- 人件費の基礎となる職員総数については、現行体制で推計。退職手当を含む人件費は定年引上げ等を反映。
- 社会保障関係経費（扶助費含む）は年0.5%増（過去の実績を基に推計）、公債費は積み上げ。
- 普通建設事業費は以下のとおり推計。
 - ①通常分：令和7年度と同程度の水準。
 - ②国の国土強靱化実施中期計画分：令和7年度当初予算と令和6年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計。
 - ③大規模事業分：個別に積み上げ。

（３）試算の結果

＜令和13年度までの財政運営＞

- 今後想定される大規模事業等を踏まえても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで、財政調整的基金の残高が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができました。
- 臨時財政対策債を除く県債残高は、国の国土強靱化実施中期計画の活用等により令和12年度にかけて増加。しかしながら、地方交付税措置率の高い国の国土強靱化実施中期計画分等を除くと、南海トラフ地震対策を含む必要な投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見込みです。
- 一方、国における財政健全化に向けた取り組みや、今後の社会保障制度及び税制改革の論議、税収等の動向に大きく左右されることになるため、今回の推計の前提条件は大きく変動する要素を持っています。
- こうした点を踏まえ、今後の具体的な財政運営については毎年の当初予算編成の中で決定していくこととなります。

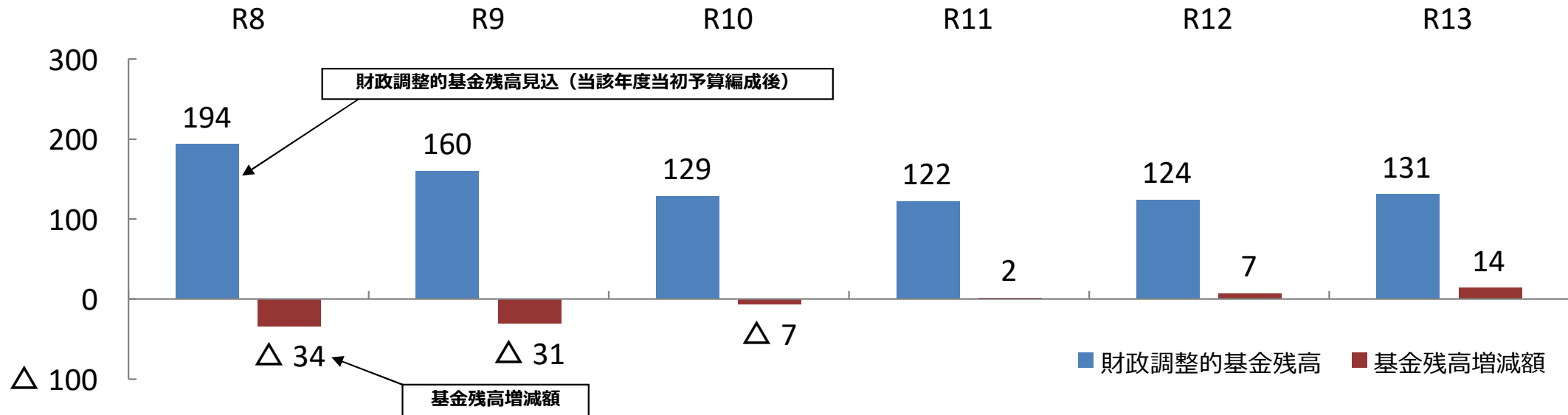
（４）令和8年度当初予算編成の考え方

- 令和8年度当初予算編成に向けては、上記の試算結果を踏まえ、適宜必要な見直しを行いつつ、施策の有効性や効率性を一層高めるため、交付税措置率の高い県債の優先活用や事務事業の見直し、デジタル化の推進を徹底し、「県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立」を図る対応策を検討してまいります。

今後の財政収支の試算

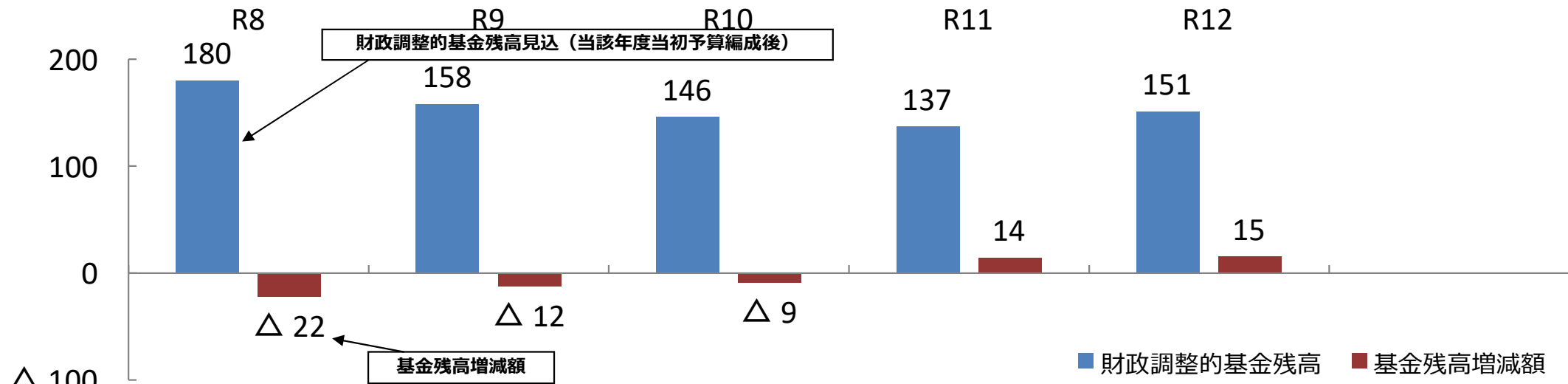
R7.9月推計

(単位：億円)



【参考】R6.9月推計

(単位：億円)



注1) 財政調整的基金：財政調整、減債ルール外等

注2) この試算はあくまで見込みであり、今後の地方財政対策等の動向により大きく変動する可能性がある。

試算の前提条件

R6.9推計

(1) 歳入

① 一般財源

(ア) 県税及び地方消費税清算金、地方譲与税

○県税及び地方消費税清算金

R7：総務省推計値（令和7年度地方財政収支の仮試算）により算出

R8以降：内閣府推計値（名目成長率）

○地方譲与税

R7：総務省推計値（令和7年度地方財政収支の仮試算）により算出

R8以降：内閣府推計値（名目成長率）

(イ) 地方交付税及び臨時財政対策債

○普通交付税・臨時財政対策債

R7：総務省推計値（令和7年度地方財政収支の仮試算）を参考に、
過去の実績（過去の地方財政収支の仮試算と本県の当初予算を比較
して伸び率を設定）により算出

R8以降：R7と同程度に一般財源総額が伸びると仮定して算出

○特別交付税 R7以降：25億円

(ウ) 決算剰余金・補正予算の反映

決算剰余金15億円、効率的な予算執行に伴う基金取崩取り止め54億円

(エ) その他 R6当初予算ベース

② 特定財源

(ア) 歳出の財源構成と連動

(イ) 基金繰入金

○減債基金 償還ルール分及び満期一括償還への積立分繰入

R7.9推計

(1) 歳入

① 一般財源

(ア) 県税及び地方消費税清算金、地方譲与税

○県税及び地方消費税清算金

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）により算出

R9以降：内閣府推計値（名目成長率）

○地方譲与税

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）により算出

R9以降：内閣府推計値（名目成長率）

(イ) 地方交付税及び臨時財政対策債

○普通交付税・臨時財政対策債

R8：総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）を参考に、
過去の実績（過去の地方財政収支の仮試算と本県の当初予算を比較
して伸び率を設定）により算出

R9以降：R8と同程度に一般財源総額が伸びると仮定して算出

○特別交付税 R8以降：26億円

(ウ) 決算剰余金・補正予算の反映

決算剰余金10億円、効率的な予算執行に伴う基金取崩取り止め54億円

(エ) その他 R7当初予算ベース

② 特定財源

(ア) 歳出の財源構成と連動

(イ) 基金繰入金

○減債基金 償還ルール分及び満期一括償還への積立分繰入

R6.9推計

(2) 歳出

① 経常的経費

○人件費 職員総数は現行体制、退職手当は定年引上げを反映
退職手当を除く人件費は総務省推計値（令和7年度地方財政収支の仮試算）により算出

○扶助費 伸び率1.4%（内閣府推計値に基づく推計）

○公債費

既存借入分：積上げ

新規発行分：下記条件で推計

- ・資金区分 政府資金は公共、災害、住宅、学校、緊急防災
- ・償還年限

政府資金：20年定時（うち据置3年）

縁故資金：20年定時（うち据置3年）、10年定時（うち据置3年）、満期一括（10年）、満期一括（5年）

- ・満期一括の積立金を計上 3年据置、毎年6%を17年間積立
- ・金利 0.500～1.500%（令和6年度当初予算と同水準）

長期金利は内閣府推計値（名目長期金利）に基づく推計

○その他経費

- ・積上経費 個別積上（うち社会保障関係費は、伸び率1.4%）
（参考：内閣府推計値 伸び率1.7%）
- ・上記を除く通常分 R6と同額

② 投資的経費

(ア) 普通建設事業費

○通常分：R6と同程度の水準

○国の5か年加速化対策分：令和6年度当初予算と令和5年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計

○大規模事業分：個別に積み上げ

(イ) 災害復旧事業費 伸び率 0.0%

R7.9推計

(2) 歳出

① 経常的経費

○人件費 職員総数は現行体制、退職手当は定年引上げを反映
退職手当を除く人件費は総務省推計値（令和8年度地方財政収支の仮試算）及び内閣府推計値（賃金上昇率）により算出

○扶助費 伸び率0.5%（過去の実績に基づく推計）

○公債費

既存借入分：積上げ

新規発行分：下記条件で推計

- ・資金区分 政府資金は公共、災害、住宅、学校、緊急防災
- ・償還年限

政府資金：20年定時（うち据置3年）

縁故資金：10年定時（うち据置3年）、満期一括（5年）

- ・満期一括の積立金を計上 3年据置、毎年6%を17年間積立
- ・金利 1.000～1.700%

長期金利は内閣府推計値（名目長期金利）に基づく推計

○その他経費

- ・積上経費 個別積上（うち社会保障関係費は、伸び率0.5%）
（参考：内閣府推計値 伸び率1.6%）
- ・上記を除く通常分 R7と同額

② 投資的経費

(ア) 普通建設事業費

○通常分：R7と同程度の水準

○国の国土強靱化実施中期計画分：令和7年度当初予算と令和6年度12月補正予算を合計した、実質的な当初予算ベースを基準とし、国の予算措置を踏まえて推計

○大規模事業分：個別に積み上げ

(イ) 災害復旧事業費 伸び率 0.0%

今後の財政収支の試算（R8～13）で見込む主な大規模事業

部 局 名		(単位：億円)				事業期間
		事業費	財源内訳			
			一般財源	県債	その他	
項 目						
総合企画部		29.0	2.1	12.8	14.1	
	高知龍馬空港新ターミナルビル整備	29.0	2.1	12.8	14.1	R8
健康政策部		25.2	5.6	6.7	12.9	
	医療施設耐震化	11.1	4.6		6.5	R8～13
	動物愛護センター整備	14.1	1.0	6.7	6.4	R8
農業振興部		34.8	7.3	13.0	14.5	
	新食肉センター整備	34.8	7.3	13.0	14.5	R8～10
林業振興・環境部		26.8	6.4	20.4		
	牧野植物園整備	10.2	2.2	8.0		R8～10
	新たな管理型最終処分場整備	16.6	4.2	12.4		R8～9
土木部		488.2	41.1	342.6	104.5	
	8の字関連事業	393.5	31.5	282.9	79.1	R8～13
	高規格道路等建設促進事業	18.2	4.5	13.7		R8～13
	和食ダム建設	2.7	0.1	1.2	1.4	R8
	春遠ダム建設	48.0	2.4	21.6	24.0	R8～13
	高知港海岸 直轄事業（三重防護）	25.8	2.6	23.2		R8～13
教育委員会		4.2	0.3		3.9	
	保育所・幼稚園等に対する高台移転補助	4.2	0.3		3.9	R8～11

※本調書は今後想定される事業の積み上げであり、事業の実施に際しては各年度の当初予算を編成する中で、事業の緊急性、優先度、県民ニーズ、財政状況などに留意し決定するものである。

1. 見直しの考え方

- ＜背景＞ 人口減少対策として、県民所得の向上を目指す民間事業者の取組を先導するためにも、県立文化施設等において、より高付加価値のサービスを提供し、職員の所得向上を図ることが期待。
- ＜現状＞ 県立文化施設等の管理者として県から直に指定された財団等の運営には、職員給与への上限や剰余金の納付等、県からの厳しい制約により財団等の自主的な判断で職員の処遇改善等を行う自由度が低い。
- ＜改善案＞ 財団等の施設管理運営事業による収入の使途への制約や剰余金の納付義務を撤廃。→財団等は可処分利益増加の機会を獲得。これとセットで、指定管理者選定プロセスの原則に戻り、管理者の公募を行うことにより、管理者としての妥当性を客観的に担保。
- ※ 県からの指定管理業務の基本部分については、人勧に準じた団体職員の給与引き上げ財源を含め、県が管理代行料を措置 → これを上回るさらなる処遇改善分の財源として自主事業の増収分を充てることができるものとするもの。
- ※ 今回の見直しは、県からの指定管理業務の基本部分を変更するものではなく、自主事業の実施と利益処分に関する自由度を増し、財団等の創意工夫を促そうとするもの。
- 自主事業の増収分は、財団等の判断で、職員の処遇改善でなく自主事業の拡大等、他の使途に充てることも妨げないもの。

2. 見直しの概要

自律性向上団体

- 一定の集客が見込める施設※を管理・運営している外郭団体を「自律性向上団体」と分類

※利用者数等が年間50,000人以上の施設

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 高知県 文化財団 | (美術館などを管理) |
| ② 高知県 牧野記念財団 | (牧野植物園を管理) |
| ③ 高知県 のいち動物公園協会 | (のいち動物公園を管理) |
| ④ 土佐山内記念財団 | (高知城歴史博物館を管理) |
| ⑤ 高知県 スポーツ振興財団 | (県民体育館などを管理) |
| ⑥ 高知県地産外商公社 | (県のアンテナショップを運営) |

改革の概要

- 従来の指定管理業務の内容と管理代行料を維持しつつ、管理者の選択肢を広げ、創意工夫を生かせる仕組みを導入

- 自律性向上に関する計画を策定
- 自主事業の拡大(自律性向上に関する計画に基づき実施)
- 指定管理者の選定について、直指定の施設は公募※へと切り替え、代行料の精算を免除
- 職員給与等における制約を撤廃
- 常勤役員の登用に関する公募の実施を要請

※山内家の宝物資料は、保存管理等を土佐山内記念財団が行う前提で山内家から寄贈を受けたものであるため、宝物資料の保存管理等は同財団に委託し、その他の建物管理業務を公募

3. 専門性・継続性を担保するための対応

- 現在の指定管理者の職員のうち、希望する者が現状を下回らない処遇で継続雇用されるよう、公募要領で条件付け等

4. 今後の進め方

- 9月議会で県政運営指針の改定と併せて最終報告を実施
- 有識者からなる「県立施設運営活性化懇談会」を立ち上げ、各団体による自律性向上計画の策定等を支援

1 取組の趣旨

- 働き方改革により仕事と家庭が両立できる社会を実現し、**少子化問題の克服に道筋**
- 価値創造型のクリエイティブな仕事で高収入を上げる、**新しい経済社会構造に移行**

男性中心、長時間労働前提の働き方 → **構造転換** → **女性など多様な人材が活躍できる柔軟な働き方**



ありがたい姿
新しい働き方を市町村や民間企業、そして全国へ波及
↓
人口減少先行県の高知が、人口減少対策を先導！

2 取組内容

※対象は、知事部局の職員

ポイント1 高知県における時間外縮減の取組 ～株式会社ワーク・ライフバランスと協定締結～ 協定期間(R7.9.10～R8.3.31)

① 知事による4宣言

同社が提唱する次の4つの取組に賛同する宣言を行い、知事自らコミットし取組を推進

男性育休
100%

勤務間
インターバル

女性の
再就職応援

時間外割増
賃金率1.5倍

② 働き方改革タスクフォース

知事、副知事、部局長が参加する会議を開催し、スピード感をもって働き方改革を推進

③ 管理職研修

重要な役割を担う管理職に対し、自組織で働き方改革を推進するための実践的な研修を実施

④ モデル職場での取組実施（コンサルタントによる伴走支援）

モデル職場を選定し、コンサルタントの伴走支援のもと業務改革を実施し、良い取組を横展開

⑤ リーダー養成講座

庁内で働き方改革を推進する職員を養成するためのオンライン研修を実施

⑥ カエル会議研修

全職員を対象にした働き方改革の必要性を理解する研修を実施

⇒ **働き方改革の取組の実践により、時間外の縮減と勤務間インターバルを確保**



ポイント2 短時間勤務職員の採用枠の新設

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

全国初！

職員の採用が困難な中、**長時間労働の是正に向けたマンパワーの確保策**として、育児や介護等の事情がある方でも勤務ができるよう、**短時間勤務職員の採用枠を新設** (R8.4月～)

※ 1週間当たり10時間を上限に、30分単位で無給休暇を取得可能

⇒ **多様な人材が活躍できる環境を整備（女性の再就職も応援）**

※長時間労働是正のための人員増の例

- 日中は出張や外出が多く、事務処理が時間外になっている職場に配置
- 育休等の職員の代替として配置

ポイント3 時間外勤務手当の割増率の時限的な引上げ

(R7.9月議会に関連条例議案提出)

全国初！

社会実験としてR8年度限定で、**時間外勤務手当の割増率を125%から150%へ引上げ** (知事部局職員のみ)

区分		令和7年度(現行)		令和8年度	
		月60時間まで	月60時間超	月60時間まで	月60時間超
平日	～22:00	125/100	150/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	150/100	175/100	175/100	175/100
週休日	～22:00	135/100	150/100	150/100	150/100
	22:00～翌5:00	160/100	175/100	175/100	175/100

⇒ **管理職を含め職員の時間外勤務に対する意識変化を促進**

※時間外勤務時間数の5/6 (125/150) 以下への縮減を目指す！

既存の取組1 高知県職員共働き・共育てサポートプランの着実な実行

育児休業の取得促進と育児休業から復帰後も共働き・共育てを継続するための環境整備

既存の取組2 勤務間インターバル制度を導入 (R6.8月～)

早出遅出勤務等を活用した、**11時間を目安とした勤務間インターバルの確保を努力義務化**